ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
東海産業株式会社	北海道旭川市東三条六丁目一番三十六号	型枠施工
弘徳建設株式会社	北海道旭川市六条通二丁目二千四百七十一番地五	溶接
株式会社イチハラフーズ	東京都新宿区白銀町二番四号白銀町ビル二階	惣菜製造業

備考　表中の「〔〕」の記載は注記である。

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

○財務省告示第二百五十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年八月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月十二日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百七十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で一兆七千九百九十三億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三百三十六億二千九百七十五万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆三千六百七十八億七千五百五十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千八十六億千百八十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千八百九十一億八千二百九十万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で四千一億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で百億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　一兆八千七十億七千六十一万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　四千十八億二千八百四十三万二千円

八　最低額面金額　百億四千三百二十万円

九　振替単位　五万円　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年八月十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円四十三銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円四十三銭二厘